二　法第七十条の四の二第九項第三号に掲げる受贈者　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第十三項の規定

11　法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受ける特定貸付農地等に係る特定貸付けを行つた猶予適用者が当該特定貸付けを行つた後当該特定貸付農地等を当該特定貸付けに基づき借り受けた者に引き続き貸し付けている場合における当該猶予適用者に係る法第七十条の四第一項の規定の適用については、同項第一号中「（以下第七十条の五」とあるのは「次条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する賃借権等が設定されている同項に規定する特定貸付農地等の当該受贈者による当該譲渡、贈与、転用若しくは設定又は消滅に伴う当該賃借権等の消滅を除く。以下第七十条の五」と、「に係る土地を含む」とあるのは「及び次条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する特定貸付農地等に係る土地を含む」とする。

12　法第七十条の四第十七項から第二十項までの規定は、特定貸付けを行つた猶予適用者が、当該特定貸付けに係る特定貸付農地等の全部又は一部について、同条第十七項に規定する一時的道路用地等の用に供するために当該特定貸付けに係る法第七十条の四の二第一項に規定する賃借権等を消滅させ、かつ、当該用に供するために法第七十条の四第十七項に規定する地上権等の設定に基づき貸付けを行つた場合について準用する。この場合において、同項中「農業の用に供する」とあるのは「農業の用に供し、又は当該農地等について次条第一項の規定により同項に規定する特定貸付けを行う」と、同項第一号中「地上権等」とあるのは「次条第一項に規定する特定貸付けに係る同項に規定する賃借権等の消滅及び地上権等」と、同項第二号中「場合」とあるのは「場合又は次条第一項の規定により同項に規定する特定貸付けを行つていない場合」と、「供していない部分」とあるのは「供している部分及び当該特定貸付けを行つている部分以外の部分」と読み替えるものとする。

第四十条の七第二項第二号中「前条第十六項第二号」を「第四十条の六第十六項第二号」に改め、同条第五項第一号中「前条第六十項第二号」を「第四十条の六第六十一項第二号」に改め、同条第八項中「前条第九項各号」を「第四十条の六第九項第一号から第三号まで」に、「前条第九項第二号」を「第四十条の六第九項第二号」に改め、同条第十四項中「第七十条の七の二第一項又は」を「第七十条の六の四第一項又は第七十条の七の二第一項若しくは」に、「ものをいう。）と調整前株式等猶予税額」を「ものをいう。）、調整前山林猶予税額（法第七十条の六の四第二項第五号に規定する納税猶予分の相続税額で第四十条の七の四第五項から第八項までの規定により計算されたものをいう。）及び調整前株式等猶予税額」に、「との合計額」を「の合計額」に改め、同条第十六項中「前条第十一項」を「第四十条の六第十一項」に改め、同条第十八項第二号中「前条第十三項各号」を「第四十条の六第十三項各号」に改め、同条第三十一項中「前条第二十九項」を「第四十条の六第二十九項」に改め、同条第三十五項中「前条第三十二項」を「第四十条の六第三十二項」に、「次条第三十二項」を「第四十条の七第三十二項」に改め、同条第四十九項中「前条第四十五項」を「第四十条の六第四十五項」に改め、同条第五十一項中「前条第四十七項」を「第四十条の六第四十七項」に改め、同条第六十五項第三号中「前条第十一項」を「第四十条の六第十一項」に改め、同条第六十九項を削る。

第四十条の七の二第一項中「同条第八項」を「同条第二項」に、「。以下この条」を「。第六項及び第七項」に、「法第七十条の六の二第一項に」を「同条第一項に」に改め、同条第二項から第八項までを削り、同条第九項中「第七十条の六の二第八項第一号」を「第七十条の六の二第二項第一号」に、「同条第九項」を「同条第三項において準用する法第七十条の四の二第十項」に、「同項に」を「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文に」に改め、同項を同条第二項とし、同条第十項中「第七十条の六の二第九項」を「第七十条の六の二第三項において準用する法第七十条の四の二第十項」に改め、同項第一号中「第七十条の六の二第八項第一号」を「第七十条の六の二第二項第一号」に改め、同項第二号中「第七十条の六の二第八項第二号」を「第七十条の六の二第二項第二号」に改め、同項第三号中「第七十条の六の二第八項第三号」を「第七十条の六の二第二項第三号」に改め、同項第四号中「第七十条の六の二第八項第四号」を「第七十条の六の二第二項第四号」に改め、同項第五号中「第七十条の六の二第八項第五号」を「第七十条の六の二第二項第五号」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

4　法第七十条の六の二第三項において法第七十条の四の二第三項から第八項まで及び第十項の規定を準用する場合には、同条第三項中「第一項」とあるのは「第七十条の六の二第一項」と、「受ける特定貸付農地等」とあるのは「受ける特定貸付けを行つた農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下この条において「特定貸付農地等」という。）」と、同条第四項及び第六項中「第一項」とあるのは「第七十条の六の二第一項」と、同条第七項中「第一項の規定」とあるのは「第七十条の六の二第一項の規定」と、「前条第一項」とあるのは「第七十条の六第一項」と、「納税猶予分の贈与税額」とあるのは「納税猶予分の相続税額」と、「同条第四項」とあるのは「同条第七項」と、「、第一項の」とあるのは「、第七十条の六の二第一項に規定する特定貸付けを行つた」と、同条第八項中「、第一項」とあるのは「、第七十条の六の二第一項」と、「前条第一項第一号」とあるのは「第七十条の六第一項第一号」と、「第一項」とあるのは「第七十条の六の二第一項」と、同条第十項中「旧法猶予適用者が前項の規定により第一項」とあるのは「第七十条の六の二第二項に規定する旧法猶予適用者が同項の規定により同条第一項」と、「前条第一項に規定する受贈者」とあるのは「第七十条の六第一項に規定する農業相続人」と、「前項各号」とあるのは「第七十条の六の二第二項各号」と、「第七十条の四」とあるのは「第七十条の六」と読み替えるものとする。

5　第四十条の六の二第二項から第八項までの規定は、法第七十条の六の二第三項において法第七十条の四の二第三項から第八項までの規定を準用する場合について準用する。

第四十条の七の二第十一項中「受ける特定貸付農地等」を「受ける特定貸付けを行つた農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下この条において「特定貸付農地等」という。）」に、「特定貸付農地等の」を「特定貸付けを行つた農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下この号において「特定貸付農地等」という。）の」に、「同項に規定する特定貸付農地等に」を「特定貸付農地等に」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項を同条第七項とする。

第四十条の七の三の次に次の一条を加える。

（山林についての相続税の納税猶予）

第四十条の七の四　法第七十条の六の四第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

一　法第七十条の六の四第一項の規定の適用に係る相続の開始の直前において、特定森林経営計画（同条第二項第二号に規定する特定森林経営計画をいう。以下この条において同じ。）が定められている区域内に存する法第七十条の六の四第一項に規定する山林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。次号において同じ。）であつて、当該山林に係る土地について作業路網の整備が行われる部分の面積の合計が百ヘクタール以上であるものを有していた者であること。

二　次に掲げる事項について、その死亡前に財務省令で定めるところにより証明を受けていた者であること。

イ　特定森林経営計画の達成のために必要な機械その他の設備を利用することができること。

ロ　特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林の全てについて、当該特定森林経営計画に従つて適正かつ確実に経営（法第七十条の六の四第一項に規定する経営をいう。以下この条において同じ。）及び作業路網の整備を行うものと認められること。

ハ　特定森林経営計画に従つて山林の経営の規模の拡大を行うものと認められること。